

平成 30 年 3 月 1 日

事業主殿

熊野尾鷲労働基準協会長

自由研削用グラインダー(卓上用電気グラインダー・電気ディスクグラインダー・可搬型切断機等)  
と石の取り替え・試運転業務に係る特別教育の実施について

労働安全衛生法第 59 条第 3 項では、労働者に危険有害業務(研削と石の取替え又は取替え時の試運転業務)に従事させる場合には、事業主が厚生労働省告示で定める科目、範囲及び時間数による特別教育を行うことを規定しています。

当協会では、今般、標記特別教育を下記のとおり計画いたしました。各事業場におかれましては、この機会に、当該作業に従事させる関係労働者を受講させていただきよう、ご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 (学科)平成 30 年 5 月 19 日(土)午前 9 時 00 分から午後 2 時 00 分  
(実技)平成 30 年 5 月 19 日(土)午後 2 時 10 分から午後 4 時 20 分  
修了試験・修了証交付午後 4 時 30 分から午後 5 時 10 分  
※開講 30 分前から受け付けます。
- 2 会 場 学科:実技:(株)伊藤工作所 (尾鷲市中川1-17)
- 3 教育科目 別紙カリキュラムのとおり
- 4 受講料 (テキスト代を含む) 各協会会員事業場 1 名につき、7,000 円  
(含・建災防熊野分会、)
- 5 定 員 60 名 協会員でない事業場 1 名につき、10,000 円
- 6 受講申込締切日 平成 30 年 5 月 8 日(但し、定員になり次第締め切ります。)
- 7 受講申込 ①別紙申込書に受講料を添えて当協会に申し込んで下さい。  
方 法 現金書留、または、銀行振込  
②申込締切日以後に受講の取り消し又は欠講の場合、原則として受講料の  
払い戻しは致しません。
- 8 修了証の 全時間、受講された方に修了証を交付いたします。  
交 付 なお、学科講習日に確認テストを行います。
- 9 受講の注 実技の受講は、作業衣、保護帽(又は作業帽)、安全靴を着用して下さい。  
意事項 又、保護眼鏡を持参して下さい。

申込先	〒519-4324 熊野市井戸町井土351-2 熊野尾鷲労働基準協会	TEL 0597-85-3489 FAX 0597-89-7007
銀行振込を行われる場合の振込先 百五銀行熊野支店・普通(口座番号) 334767 熊野尾鷲労働基準協会		

## 自由研削用と石の取替え・試運転業務等特別教育カリキュラム

熊野尾鷲労働基準協会  
平成 30 年 5 月 19 日

場 所 学科・実技:(株)伊藤工作所 (尾鷲市中川1-17)

時間	教育内容	講師
9:00~9:10	開講あいさつ	熊野尾鷲労働基準協会
9:00~10:00	自由研削用研削盤、自由研削用と石、 取付け具等に関する知識	熊野尾鷲労働基準協会 講師
10:00~10:10	休憩	
10:10~11:10	自由研削用研削盤、自由研削用と石、 取付け具等に関する知識	熊野尾鷲労働基準協会 講師
10:10~11:20	休憩	
11:20~12:20	自由研削用と石の取付け方法及び試 運転の方法に関する知識	熊野尾鷲労働基準協会 講師
12:20~13:00	昼食・休憩	
13:00~14:00	関係法令	熊野尾鷲労働基準協会 講師
14:00~14:10	実技会場へ移動(休憩含む)	
14:10~16:20 (途中10分休憩)	自由研削用と石の取付け方法及び試 運転の方法(実技) (受講者 20 名以下の場合は、講 師 1 名のみとする)	熊野尾鷲労働基準協会 講師、他
16:20~16:30	学科会場へ移動(休憩含む)	
16:30~17:00	修了試験	熊野尾鷲労働基準協会
17:00~17:10	修了式	